

## 議案第61号

みやき町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

みやき町個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成28年12月 6日提出

みやき町長 末 安 伸 之

### 提案理由

この議案は、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機による証明書等の交付サービスを開始するにあたり、みやき町個人情報保護条例の一部を改正する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

## みやき町個人情報保護条例の一部を改正する条例

みやき町個人情報保護条例（平成18年みやき町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2） 本人の同意に基づき当該本人に関する個人情報を提供するとき、または本人に関する個人情報を当該本人に提供するとき。

附 則

この条例は、平成29年2月1日から施行する。

みやき町個人情報保護条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(外部提供の制限)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 実施機関は、通信回線による電子計算機の結合による外部提供をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 本人の同意に基づき当該本人に関する個人情報を提供するとき、または本人に関する個人情報を当該本人に提供するとき。</u></p> <p><u>(3)</u> (略)</p>	<p>(外部提供の制限)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 実施機関は、通信回線による電子計算機の結合による外部提供をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(2)</u> (略)</p>